

会計室風よい委員会設置要綱

制 定 平成 30 年 6 月 1 日
最近改正 令和元年 8 月 1 日

(趣旨)

第1条 風通しの良い職場づくりを促進するため、会計室風よい委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所管事務)

第2条 委員会の所管事務は、次のとおりとする。

- (1) 室長、次長、課長、課長代理からなる定例会が推進する風通しの良い職場づくりに向けた取組みについて、意見、提案等を行うこと。
- (2) 委員会は、定例会に対し、必要に応じて随時意見等を申し出ること。
- (3) その他風通しの良い職場づくりに関する検討を行うこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員で構成する。

2 委員は、各担当（グループ）の庶務関係業務を担当する担当係長をもって充てる。

(運営)

第4条 委員会は、各委員が必要と認めるときに開催される。

2 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、担当係長（庶務担当）において処理する。

(その他)

第6条 その他この要綱に定めのない事項は、委員会で協議して定める。

附則

この要綱は、平成 30 年 6 月 1 日から実施する。

附則

この要綱は、令和元年 8 月 1 日から実施する。